

第3章

インドの核政策

— アジアの戦略環境に及ぼす影響

インドは大国として台頭しつつあるのか。アジアの戦略環境に影響を及ぼす存在となるのか。10億の人口と民主主義の伝統を持つインドについてのこのような問いは、1980年代から繰り返し出されてきたが、日本にとっても米国にとっても、インドは「南アジア」の大国に過ぎず、アジアの中では周縁的なプレーヤーと認識されてきた。しかしながら、90年代に入ると、インドが南アジアの大国からグローバルな大国へと変ぼうとする条件が整ってきた。

その条件の第1は、91年に始まった経済開放政策の成功である。94年度から2000年度にかけての国内総生産(GDP)成長率は、平均6.7%を記録している。証券市場への投資および直接投資の流入によって外貨保有高(2001年8月末)は、400億ドルを超えている。アジアの高度成長への乗り遅れを取り戻すべく力を入れているソフトウェア部門は好調で、年間40億ドルの輸出部門に成長した。

第2の条件は、インドの世界認識、そしてそれに対応する戦略の変化である。これを最も鮮烈な形で表したのが、98年の核実験に他ならない。不拡散体制にとっては痛手であったこの実験の副産物として、米国とインドは確実に関与を深めつつある。米印首脳相互訪問、軍事協力の再開はその証左である。日本も米国に乗り遅れまいと2001年12月にはヴァジパイ首相を招待している。

日印の防衛交流が開始された現在、核不拡散という視角からだけではなく、核戦略という視角からもインドの核政策を位置付けておく必要がある。核ドクトリンを中心にインドの対中認識を含む戦略環境認識とインドのめざす核戦力レベルをさぐるのが本章のねらいである。また章末では、東アジアにおけるインドの戦略的役割についても分析を試みた。

1 インドの戦略環境認識

(1) 核不拡散レジームとインド

核実験から3年を経た現在、インドは戦略環境をいかに認識しているかを知る手がかりは、「インドがなぜ核実験を必要としたのか」という問いに対するインド政府、そして元政府高官やシンクタンクの研究者を含む戦略コミュニティの解答の中に見ることができる。そして実験前にコンセンサスがなかったにもかかわらず、その答えは2つに収れんしてきている。

その1つは、インドが国際的な核不拡散レジームから圧力を受けていたというものであり、もう1つは中国からパキスタンへの核拡散がインドの戦略環境を著しく悪化させたというものである。

第1の核不拡散レジームの強化がインドの安全保障利益を侵すと考えられている理由は、1964年の中国の核実験以来とられてきた「オプション政策」が閉ざされるからである。

オプション政策とは、核兵器開発の能力を保持するが、現時点で兵器は保持せず、将来の兵器化の時期や条件に関しては可能性を残しておくことである。この政策は、明確な戦略評価に基づく政策選択ではなく、歴代の政権が兵器化の決定を回避してきた結果である。インドの政界では、中国の核実験以来、核兵器開発を推進すべきであるという路線と、核廃絶を推進して国際社会で道義的に優位に立つべきであるという路線とが対立してきた。与党会議派のトップ・リーダーは、原子力科学者による核兵器開発の主張と非暴力主義の伝統との融合をめざし、核兵器開発を否定する一方で、74年に「平和的核爆発」と称する核実験を行った。

オプション政策はまた、政治家と科学者との妥協の産物でもあった。政治家と科学者は、軍を核政策の決定にかかわらせたくないという要請で一致していた。核開発を担当してきたのは、原子力局と国防省国防研究開発局に所属する科学者であり、軍は排除されてきた。オプション政

策は、核の軍事的側面を考慮する必要がないため、軍の排除が可能だったのである。

政府は、オプション政策を抑止戦略として位置付けたことはないが、核兵器不拡散条約(NPT)に対する態度を見ると、明らかに中国の核を意識している。1967年、条約への参加の可否を決断するに当たって、米国に特使として派遣されたジャー首相秘書官は、米ソが共同して、核攻撃に対する保障を非核兵器国に与えることを求めている。また、マクナム米国防長官との会談で彼は、NPTへの参加の障害となっているのは、第1に中国に対する安全保障であり、第2に原発技術への制約であると述べている。

NPTへの不参加を最終決定した閣議においては、中国に対する核オプションの保持を主張する意見と、核兵器開発への強硬な反対意見が並存したが、後者も条約の不平等性には反対した。

しかしながら、ジュネーブの国連軍縮会議において、インドは安全保障問題を論点とすることはなく、平和的核爆発やその他の原子力の平和的利用の権利を主張し、非核保有国にのみ適用される「不平等」な制限に反対することに終始した。その後30年間、インドは核廃絶を求める軍縮外交とオプション政策を両立させてきた。

ところが95年にNPTの無期限延長が採択され、包括的核実験禁止条約(CTBT)交渉が活性化されると、国内ではオプション政策の信ぴょう性に対する疑問が提起されるようになった。核開発推進派にとっては、74年の核実験のデータのみから核兵器を組み立てることは不可能に見えた。後に核ドクトリン起草の中心となるスプラマニヤムらは、96年1月、CTBTが発効する前に核実験を行って核抑止の信頼性を向上させるべきだと主張している。一方、軍縮外交重視派にとっては、CTBTが成立すれば、核を廃棄しない限り国際社会の信頼は得られないと考えられた。条約参加の可否をめぐって、オプション政策を放棄すべきか否か、オプション政策に代わる安全保障政策はあるのかについて、議論が沸き起こったのである。

96年4月から5月に行われた連邦下院の総選挙では、各政党とも核政策に関する立場を示している。この選挙は、会議派、インド人民党、国民戦線・左翼戦線の三つどもえの争いであった。最も明確に兵器化を主張したのはインド人民党であり、会議派はパキスタンが核開発を行えば政策を見直す必要があるとする。国民戦線・左翼戦線の中核政党ジャナタ・ダルはパキスタンに対する先制不使用の保障を打ち出している。このように、いずれの政党もオプション政策を放棄しようとはしていないし、CTBT加盟には反対を表明している。

96年6月、ジュネーブ軍縮会議においてCTBT草案に反対を表明したゴーシュ軍縮代表部大使は、その理由として、条約の性質が包括的でなく水平的拡散のみを対象としているという、従来のインドの主張と並んで、安全保障上の理由に初めて言及し、「周辺国が兵器開発を続けている現状では、インドの能力に対する制限を受け入れられない」と述べた。

CTBT交渉の推移を受けて、政府レベルでもようやく核オプションが安全保障政策として議論されるようになった。国防省が毎年公表している年次報告はその96～97年版において、核オプションに初めて言及し、「インドは核兵器の廃絶を支持するが、それが達成されるまでは核オプションをオープンにしておかざるを得ない」と記している。

(2) インドの対中認識

インドが核実験にいたった第2の理由として、中国からパキスタンへの核・ミサイル拡散をあげるのが、政府と戦略コミュニティのコンセンサスとなってきている。

ヴァジパイ政権は核実験直後、中国に対する懸念材料として、国境問題の未解決に起因する中印両国の不信感、および中国がパキスタンの核開発を支援していることの2つをあげていた。これらの懸念に対する理解を求めて、ヴァジパイ首相は米国のクリントン大統領（当時）宛ての書簡で、「1962年に武力による侵攻を行った国が、公然たる核保有国としてわが国に隣接している」として、国名を特定しないで中国の脅威を

示唆していた。

しかしながら、「中国の脅威」と核実験とを結びつける発言は、内外の批判を招いた。中国は、「中国の脅威」によって核実験を正当化することに対して、激しく反発した。また、野党会議派は、88年以来の中国との関係改善を自らの外交成果と位置付けていたことから、中国の脅威を喧伝することを批判した。

このような批判を受けて、政府は中国脅威論を修正し、パキスタンへの核・ミサイル拡散のみに焦点を当てるようになった。ヴァジパイが核実験の2週間後の5月27日に国会に提出した『インドの核政策の展開』では、「80年代と90年代に核・ミサイル拡散によってインドの安全保障環境が悪化した。周辺国で核兵器が増強され、より高度な運搬手段が導入された。さらに核物質、ミサイル、関連技術の取得が秘密裏に行われている」と表現されている。

しかしヴァジパイ政権の中国認識は、突出したものとは思われない。それは、85年度版以降の国防省年次報告における中国認識からうかがい知ることができる。第1に国境問題への懸念であるが、中国との関係については、武力衝突のあった86年を除いては、「前向きな」「何らかの」「顕著な」など、形容詞こそ違え、「関係改善」を決まり文句として掲げている。しかし多くの版がそれに続いて国境問題の未解決に触れ、「チベットにおける中国軍の戦術的状況の改善」、とくに「ロジスティックスの改善」という注目点が繰り返し登場する。国境における中印の軍事バランスが最大の関心事であり、それに影響を与える要因として、中国の軍事的近代化に注目している。中国の軍事技術とその基盤となる西側諸国やソ連との合弁、ロシアからの戦闘機調達など、毎年中国の動向を簡単ではあるが記述している。インドは中国との間で93年に「国境実効支配線の平和と平穩の維持に関する協定」を、96年には「国境実効支配線地域の軍事的信頼醸成措置に関する協定」を締結しており、それ以降両国の信頼醸成(CBM)が前面に押し出され、国境の軍事バランスに関する評価は後背に退いた。しかし、軍事的近代化についての継続的な記

表3-1 中国・インド間の信頼醸成の枠組みと主な人的交流

信頼醸成の枠組み	
●国境に関する信頼醸成	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 台同作業部会 (1988年～) ・外務次官レベル ・年1回、北京とデリーで交互に開催 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 領土紛争監視レベル会合 (1992年～) ・年2回、実効支配線の西部・中部・東部セクターの各地点で開催 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軍事外交官村談グループ (1994年～) ・外務省局長レベル ・台同作業部会に対する支援と勧告を行う </div>
●安保対話	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 安全保障対話 (2000年～) ・外務次官補レベル ・年1回、北京とデリーで交互に開催 </div>
人的交流	
中印首脳相互訪問 (1988-1998)	
1988年12月	ラジーブ・ガンディー・インド首相訪中
1991年12月	李鵬中国総理訪印
1993年9月	ナラシンハ・ラーオ・インド首相訪中 「国境実効支配線の平和と平穩の維持に関する協定」成立
1996年12月	江沢民中国国家主席訪印 「国境実効支配線地域の軍事的信頼醸成措置に関する協定」成立
中印高官相互訪問 (1998/5-)	
1999年6月	ジャズワント・シン・インド外相訪中
2000年5 - 6月	ナラーヤナン・インド大統領訪中
2000年7月	唐家璇中国外交部長訪印
2001年1月	李鵬中国全人大常務委員長訪印
2001年5月	蔚健行中国共産党中央政治局常務委員会委員訪印

(出所) Sidhu, Waheguru Pal Singh and Jing-dong Yuan, "Resolving the Sino-Indian Border Dispute: Building Confidence through Cooperative Monitoring," *Asian Survey*, Vol. 41, No.2 (March/April, 2001), 『東南アジア月報』、*The Hindu*などから作成。

述は、それが単なる一般的関心ではなく、国境における軍事政策と密接な関係を有していることをうかがわせる。

第2に中国とパキスタンの軍事協力への懸念についてであるが、パキスタンが中国から核開発の支援を受けている可能性については、国防報

告の85年版からすでに言及がある。そして後にはミサイル、戦車、戦闘機の供与などの項目が加わってきた。注目されるのは、両国の軍事協力がパキスタンの項目で言及されていたものが、95年から中国の項目に移動したことである。つまり、もっぱらパキスタンに向けられていた懸念が、軍事協力のもう一方の主体である中国にも向けられたのは、CBMを高く評価している95年の年次報告からである。さらに、中国の軍事協力への懸念は、対パキスタンにとどまらない。サウジアラビア、ミャンマーに対する軍事協力も、望ましくないものと認識されている。

次に、戦略コミュニティにおける中国認識であるが、インドにおける中国研究者の層は厚くないものの、中国が過去に「インド封じ込め政策」を取ってきたとするのが彼らの通説である。ただし、90年代に中国がその政策を撤回したかどうかでは、意見が分かれている。軍人の研究者の間では、中国がインド封じ込め政策を依然継続しているという見解が根強く見られる。

このように、中国に対する脅威認識は国防関係者や戦略コミュニティの中には長期的に遍在するものである。政治家、特に会議派や共産党の政治家は、中国を脅威として明言することに抵抗を示しているが、「中国からパキスタンへの拡散」に言及することについては、国内で合意が形成されつつある。

2 インドの核ドクトリン

(1) 核ドクトリン草案と核戦略をめぐる論議

99年8月、インドは「核ドクトリン草案」を発表した。このドクトリンは、新設された国家安全保障会議の下部組織である国家安全保障顧問会議が起草したものであり、政府のものとして承認されていない。しかし当初は、国家安全保障会議の採択を経て首相の承認が予定されていたものであり、現時点でインド国内の見解の最大公約数を示している。

ドクトリンが草案のままにされた理由は、内外の批判を受けたためと思われる。パキスタンは、インドの核政策が軍拡競争を煽るものであると批判した。米 국무省も核抑止の整備は「誤った方向」であるとの失望を表明した。欧米諸国が警戒を示したのは、核能力の上限が明示されていないことや核の3本柱を規定していることから、インドの核政策が野心的に見えたからである。国内では、戦略論議以前に、議会在解散中のこの時期にドクトリンが発表されたことは、現政権が選挙で票を得る目的ではないかとの批判が加えられた。

核ドクトリン草案は、全文6ページで、前文、目的、核戦力、信頼性と残存性、指揮統制、核の管理の安全性、研究開発、軍縮と軍備管理、の8章から構成されている。

核兵器を開発するより先にドクトリンを文書化することは、5核保有国の例にないことであるが、「最小限」抑止が研究開発の妨げとならないよう配慮されている。シン外相も、「核実験のモラトリアムを宣言しているが、コンピュータ・シミュレーションや未臨界実験を含む研究開発は続ける」と明言している。

核ドクトリン草案の中心原則は、「信頼性ある最小限抑止」と「先制不使用」である。「信頼性ある最小限抑止」は、「報復のみ」の政策に基づくこととされ、核兵器の残存性が重視される一方、ドクトリンでは具体的な戦力規模には言及していない。ドクトリンは、インドの核兵器の目的を、「核の使用又は使用の脅しを抑止すること」にあると規定し、「先に核攻撃は行わない」と宣言する。ドクトリンが「最小限抑止」のレベルを具体的に明らかにしていないため、さまざまに解釈され、論争を呼んでいる。政府の見解によれば、最小限抑止は戦略環境によって規定される動的な概念であり、固定した数量として示すことはできない。ただし、インドは中国との数的均衡は追及しない。

インドが目標とすべき抑止とはどのレベルなのか。国内の見解には大きな幅がある。最も穏健なのは、核実験以前のオプション政策に近い「不活性抑止」の主張であり、最も過激なのは、米ソ間の抑止を理想と

する「最大限抑止」の主張である。両者の中間には、財政的、技術的制約や国際社会の反応を考慮しつつ抑止力を組み立てようとするグループが存在する。核ドクトリンは、これらの見解を寄り合わせたものであり、今後の配備は、後に述べる問題点を考慮しながら決定されていくであろう。

次に「不活性抑止論」、「最大限抑止論」、中間派の間の、核ドクトリンをめぐる主要な論点について整理すると以下ようになる。

第1に、脅威の内容である。不活性抑止論者は、パキスタンを一義的な脅威とする。最大限抑止論者は、パキスタンの脅威を核政策の立案上考慮する必要はないと考え、主要な脅威は中国であるが、戦略的自立性の確保のために米口に対する抑止力も必要と考える。中間派は、中国を第一、パキスタンを二義的な脅威と見る。

第2に、抑止に必要な戦力の規模である。中間派は、60～140発という数字をあげる。その根拠は、中国の10の都市とパキスタンの5つの都市に2発ずつ落とし、それが敵に破壊されないで到達する可能性を6割と計算している。しかし60～140という数字は、ポカラン型(20キルトン級)の爆弾の製造能力から導き出されていると考えられる。プルトニウムの保有量から抑止力を組み立てるところには、中間派の実利主義的な思考が表れている。一方、最大限抑止論者は、300～400発という数字をあげる。その根拠は、60の攻撃目標に対して、確実な破壊のためにそれぞれ4発の弾頭が必要であるとする。これに、50発のさまざまな投射重量の水爆を加えても、強固な抑止力には程遠いとする。300～400という数字はまた、中国との「観念的な均衡」を目指した数字である。インドの研究者は、中国の核弾頭を350～450発と見積もっているからである。

第3に、先制不使用についてである。不活性抑止論者は、先制不使用を有効な信頼醸成措置として位置付けている。中間派も、インドの核が専守防衛であることを示すために先制不使用の約束が必要と考える。また、先制不使用を単なる政治的宣言でなく、核弾頭を運搬手段に配備し

ない抑止態勢として示すことを提案する。最大限抑止論者は、先制不使用の戦略的意義について疑問を呈する。インドが先制不使用を約束しても、相手方の攻撃の意図を変えることができないというのがその理由である。そもそも中国の先制不使用の宣言が、インドに適用されるか否かについて、彼らは疑念を抱いている。中国において、80年代のソ連からの通常侵攻に対しての文脈ではあるが、「中国の領土に対しては先制不使用を適用しない」という議論が存在することから、中国が自国領土と主張するインドの東北部に対しては、先制使用もあり得ると、インドの論者は解釈しているのである。さらに、中国の先制不使用は非核保有国のみを対象としていると解釈する論者もインドでは少なくない。

第4に核戦力の構成についてである。核ドクトリンでは、「航空機、移動式地上発射ミサイル、海洋発射システムの3本柱」を保有する構成になっている。中間派は、残存性の観点から海洋発射システムが理想的であることを認めつつも、これは長期的な将来構想であると考え。当面は中距離弾道ミサイル・アグニの開発とその移動化、秘匿化を優先させるべきというのが彼らの主張である。最大限抑止論者は、大陸間弾道ミサイル(ICBM)の開発や潜水艦発射の弾道ミサイル、巡航ミサイル開発も早急に進めるべきと主張する。ただし、この論争に関しては、海軍の退役将校は海洋発射システムを支持し、空軍の退役将校は航空機搭載の重要性を主張するなど、各軍種の利益が絡んでいるという側面もある。戦術核については、最大限抑止論者の一部を除いては、これを不要と考えている。不活性抑止論者と中間派は、核戦争そのものを想定していないし、最大限論者は、パキスタンの抑止を想定していないからである。

第5に指揮統制についてである。中間派は、核戦争を想定していないので、指揮統制を首相に一元化しておけば十分と考える。最大限論者は、米ソの核抑止同様に、核を軍の作戦計画に統合するべきであり、核の管理と使用の権限を軍に委譲する必要があると考えている。

(2) 核軍縮・軍備管理への対応

核ドクトリンでは、核軍縮・軍備管理を規定した章が設けられており、「検証可能で非差別的な」軍縮は、インドの「安全保障上の目標」でもあると述べられている。これは、一方で核オプションを保持しつつ、他方で核軍縮を主張する外交政策をとるといふ、これまでの2重政策が決して矛盾するものではなく、今後もこれを維持するとの表明である。

核実験後、インドの科学者はコンピュータ・シミュレーションに必要なデータを獲得したので、将来未臨界実験を行う段階に達したと発表した。インドは核実験のモラトリアムを自発的に宣言し、98年の国連総会でCTBT条約加盟に向けての交渉を行う準備があることを表明した。

2000年6月、EUとの首脳会談のためにリスボンを訪問したヴァジパイは、共同記者会見で、CTBT加盟に向けた「国内的コンセンサス作り」を約束している。実際、2000年の夏から秋にかけて、議会や新聞紙上でCTBT加盟に関する議論が行われたが、議論は大きく二分された。CTBT加盟賛成論者は、国際社会における軍備管理・軍縮努力の主流に復帰する手段としての観点からそれを主張し、また反対論者は、真の抑止力獲得という観点から追加的核実験の必要性を主張した。後者は、98年の実験だけでは、水素爆弾の製造、および未臨界実験の技術の獲得は不可能と考えている。9月の国連総会演説でヴァジパイは、CTBT加盟に向けて国内コンセンサス作りを進めていること、発効の妨害はしないことを述べた。つまり批准を義務付けられている44カ国のうち43カ国が批准を行えば、インドも従うことを約束したのである。

国際社会に対する協調姿勢を示すと同時に、インドは独自の核軍備管理提案を活発化している。その主要内容は、核の使用を制限すること、先制不使用を目的とする国際条約をつくること、および核抑止の即応態勢を解除することである。インドの主張する即応態勢の解除とは、運搬手段と核弾頭とを別々に保管しておくことであり、これによって事故や誤認に基づく核戦争を防げると考えている。また、国連にも「核の危険

の低減」決議を提案している。

3 核ドクトリンの適用上の課題

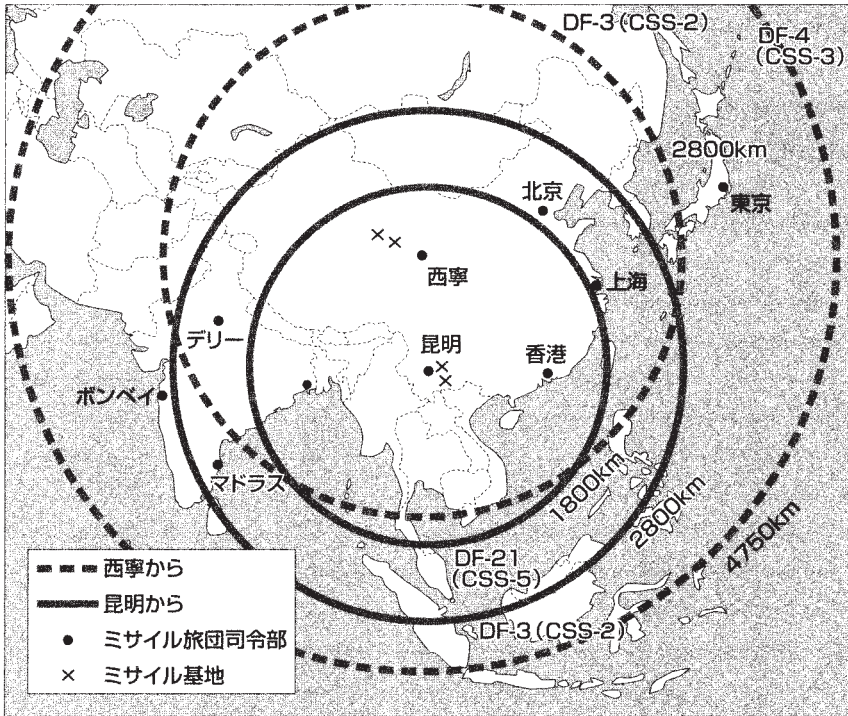
(1) 対中国抑止力の構築

核ドクトリンに示された「最低限抑止」を実際に築くには、いくつかの課題がある。

まず、インドが中国との抑止を安定的に築くためには、2つの問題がある。第1に、どのような兵器を開発し、配備するのかが選択しなければならない。第2に、核兵器が中印国境の安定化に与える影響を考慮しなければならない。

第1の兵器の選択は、中国の核戦略の評価を前提とするが、これまでは政府レベルではおろか、戦略コミュニティでも断片的な検討しかなされていない。中国の意図の評価と予測は困難であるため、これらの研究では中国の核戦力の構成や配備状況に注目している。複数の研究が、中国の戦域ミサイルであるDF-3(CSS-2) (射程2,800km)、DF-21(CSS-5) (射程1,700~1,800km) がインドを目標としている、あるいは少なくともその能力があることに注意を喚起している。特に、青海省西寧、雲南省昆明を司令部とするミサイル基地は、インドを目標とするミサイルが配備されていると見られている。一方、DF-3の過剰なイールド(3.3メガトン) やその配備されている地域からみて、中国の第1次目標はロシアの中枢地帯、第2次目標は東南アジアであり、インドが目標とされたことはないという見解もある。しかし、この論者も中国の将来の核兵器がインドを目標とする可能性が高いと考える。特に、個別誘導複数目標弾頭(MIRV)化ICBMであるDF-31 (射程8,000km) の開発や、DF-21の精度向上によって、中国がカウンター・フォース能力を獲得すれば、中国が先制不使用を守るかどうか疑わしいと考えられている。

実際のインド政府の選択は、中距離弾道ミサイルの開発を最優先にし



(出所) Ashley J. Tellis, *India's Emerging Nuclear Posture: Between Recessed Deterrent and Ready Arsenal* (Santa Monica, CA: RAND, 2001) National Intelligence Council, *China and Weapons of Mass Destruction: Implications for the United States*, Conference Paper, 5 November 1999 (<http://www.cia.gov/nic/pubs/index.htm>).

図3-1 中国のミサイルの射程範囲

ている。98年12月、ヴァジパイは議会でアグニ・ミサイルの研究開発を継続すると明言し、99年4月にアグニの飛翔実験が行われた。前身のアグニは89年から94年までの間に3回の実験が行われたが、米国の圧力により95年末に開発が中止されていた。アグニは2段のミサイルであるが、アグニに比べて、第2段ロケットも固体燃料を使用し、移動式発射台を採用するなどの改良点が見られる。

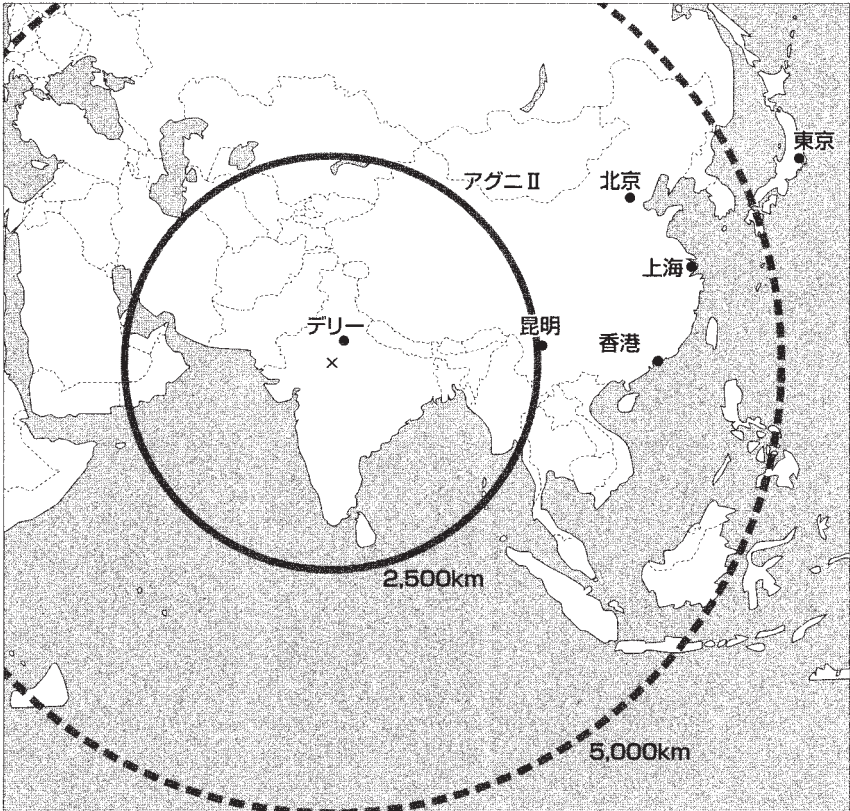
しかしながら、アグニの射程は2,500kmであり、北京を初めとする中国の東部都市をカバーできない。そこで、核ドクトリン起草者の中からもICBMの早期開発を主張する議論が出てきている。インドの宇宙開

発技術を利用すれば、理論的にそれは可能である。インドは80年に人工衛星打ち上げ能力を獲得した7番目の国となった。初期のものは低軌道に35～40kgの打ち上げ能力しかなかったが、94年に成功した「極軌道衛星用打ち上げロケット (PSLV)」は、低軌道であれば3トンの打ち上げ能力を有する。この頃から、インドのICBM「スーリヤ」開発計画の存在が報道されるようになる。PSLVは4段式ロケットで、第1段と第3段に固体燃料、第2段と第4段に液体燃料を使用している。さらに2001年4月、第4段に、液体水素液体酸素（液水液酸）エンジンを使った「静止衛星打ち上げ用ロケット (GSLV)」の打ち上げに成功した。この液水液酸エンジンはロシアから購入したものであり、当初は技術移転を予定していたが、米国がミサイル関連技術輸出規制(MTCR)違反であるとして92年5月に両国に制裁を科したことから完成品の取得に切り替えられたものである。

アグニの発射実験(2002年1月25日、インド東部オリッサ州沖合)
(ライター=共同)

PSLV、GSLVの打ち上げは、通信衛星、地球観測分野での国際衛星事業への参入を目指したものであるが、仮にこれをミサイルに転用すれば5,000km以上の射程距離を実現できる。核開発の責任者であるカーラム博士は、「技術的にICBMは可能である。インドが決断さえすれば、生産に時間はかからない」と言明している。しかし、カーラム自身が認めるように液水液酸エンジンは、燃料供給に時間と巨大な施設が必要なことから、ミサイルには不向きである。また、PSLV、GSLVの巨大な本体を移動式にすることは困難であり、残存性に疑問が残ると指摘されている。インド政府は、ICBMの開発に踏み込むのか否かという大きな選択を将来迫られることになる。

中国との抑止関係を構築する上での第2の課題である中印国境の安定



(出所) Ashley J. Tellis, *India's Emerging Nuclear Posture: Between Recessed Deterrent and Ready Arsenal* (Santa Monica, CA: RAND, 2001) などから作成

図3-2 インドの弾道ミサイルの射程範囲 (5,000kmは参考)

化に関しては、非常にセンシティブな問題であり、議論がほとんどされていない。閣僚グループが2001年2月に発表した『国家安全保障システムの改革』という報告書の中でも、中印の国境管理が検討されたと見られる部分はすべて非公開となっている。

中国の軍事的近代化によって、国境におけるインドの軍事的優位が崩れつつあるとの認識はインド国内で共有されているが、核抑止との関係は整理されていない。議論には2つのタイプが入り混じっている。1つは核を政治的兵器とみなすタイプで、インドの実験の結果これまでの国

境交渉において見られた中国側の消極的な姿勢を転換させることが可能となったと考える。93年と96年のCBM協定を破棄してチベットの中立地帯化を進めるべきだという見解はこの一例である。もう1つは国境での軍事衝突のエスカレーションを考えるタイプで、戦域での失われつつあるインドの軍事的優位を補う役割を核に認める。航空戦力と短距離弾道ミサイル・プリトビ(SS-150, 射程150km)による中国の補給路断絶から、アグニの使用へというエスカレーションを想定する見解がこの1例である。

政府レベルでは、中国との信頼醸成の枠組みが有効に機能しており、中国との核戦争はあり得ないと考えられている。それは、今後とも国境において中国が通常戦力による侵攻を行わないとの予測、そして中国が地方都市の1つに対するインドの核攻撃でも「耐えがたい」と感じるであろうとの仮定の上に成立している。しかし、中国側の意図の評価、すなわち中国がインドの核開発、配備をどこまで許容するのかについての評価はされていない。インドの核戦力増強に対して中国は当面、パキスタンに対する軍事協力の強化という形で対応すると考えられる。その意味では、インド政府が「インドの核は中国の核軍拡を招来しない」と判断するのは正しいが、後に述べるように、南アジアの不安定化はさらに助長されることになる。

(2) 海洋ベースの抑止

第2の課題として、核の3本柱の中でも海洋ベースの抑止への取り組みがある。海洋ベースの抑止は、残存性を高める目的との関連で論じられるが、中印の地理的位置関係を考えると、潜水艦発射のミサイルはより長い射程を要する。にもかかわらず、海洋ベースの抑止がインドで主張されている。

まず、海軍の弾道ミサイルおよび巡航ミサイルの開発、保有状況を概観する。短距離弾道ミサイル・プリトビの海軍版であるダヌシュの船上からの発射実験は、2000年4月に初めて行われた。射程距離は250kmと

見られており、対艦攻撃用と考えられる。

巡航ミサイルについては、98年4月に『ニューヨーク・タイムズ』にロシアの協力による潜水艦搭載ミサイル・サガリカの秘密計画が暴露され、9月にはフェルナンデス国防相が計画の存在を認めているが、情報は錯綜している。サガリカの反響とは対照的に、99年9月、ロシアから艦艇搭載巡航ミサイル・システム・クラブを購入したことは注目されていない。インドが購入したタイプは明らかにされていないが、3M54E (SS-NX-27)であれば、射程220km、超音速で低空を飛翔し、かつターミナル段階で弾頭を切り離すので、防御が困難な対艦攻撃兵器である。クラブ・システムを搭載したキロ級潜水艦は、2000年7月インドに引き渡され、シンドウ・シャーストラという艦名で就役した。クラブ・システムは、現在ロシアで修繕中の3隻のキロ級潜水艦の他、3隻のクリヴァック級フリゲートにも搭載されるものと見られている。

このように射程300km以下の弾道ミサイルや巡航ミサイルの取得を活発化させているのは、インド洋における中国と米国の活動を抑止したいという願望のあらわれである。下院の国防委員会は、98年12月「インド洋における中国および米国の潜水艦および弾道ミサイル搭載潜水艦のプレゼンスに直面して、インド海軍の潜在的抑止力を増強するために、原子力潜水艦の取得または建造のために核政策の見直しと加速化を勧告」しており、2000年10月政府もこれに「留意する」とした。

この勧告は70年代に開始された先端技術艦船(ATV)計画、すなわち国産原子力潜水艦建造計画の加速化を促したものである。88年、ソ連からチャーリー級巡航ミサイル搭載原子力潜水艦をリースして、原子炉技術の導入をめざしたが、現在も190Mw原子炉の小型化を初めとする技術的課題が未解決である。船体の原型の完成は2005～06年頃、ミサイル装着可能な艦船が完成するのは2010年頃と見られる。

以上の装備計画から推察すると、インドの核ドクトリンにおける「海洋ベース」の抑止とは、潜水艦発射型の核ミサイルによる抑止を意味するのではなく、通常弾頭の弾道ミサイルあるいは巡航ミサイルを搭載し

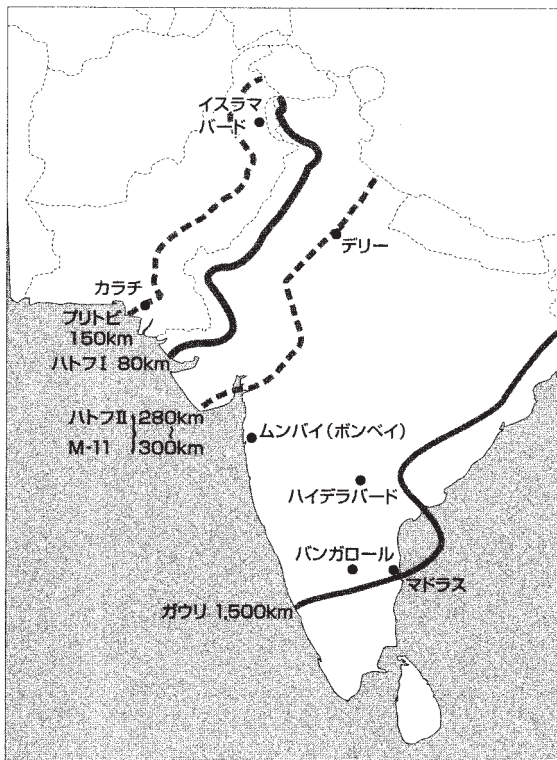
た原子力潜水艦を就航させて、インド洋における中国と米国に対する拒否能力を獲得するという目標を掲げたものと解される。長期的に潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)計画に進むとしても、少なくとも現段階では対中抑止とは別の次元であり、むしろインド洋の軍事バランスにかかわる問題である。

(3) 対パキスタン抑止と限定戦争

パキスタンとの関係では戦略的安定の確保がより緊急の課題である。中印の国境紛争と異なり、印パ間のカシミール紛争は、両国の国家アイデンティティがかかわることから政治的対立が過熱化しやすいこと、またパキスタンが武力による現状変更のオプションを完全に放棄していないと見られること、がその理由である。

印パ間の戦略的安定を考えるには、パキスタンが核開発能力を獲得したと見られる87年頃に遡る必要がある。87年から90年にかけて、両国が危機における安定、軍拡競争における安定のいずれをも欠いていることを示す事象が見られた。第1に、89年にソ連がアフガニスタンから撤退したのを受けて、パキスタン軍がもう1つの正面であるカシミールにおける戦術を転換したと見られることである。パキスタンが、実効支配線(LOC)のインド側に属するジャンムー・カシミール州で活動する反政府武装闘争組織への支援を始めるのは、この頃からである。この結果、インドが通常戦争へのエスカレーションを行った場合に、パキスタン側に生じる核の先制攻撃への誘因が高まった。このような懸念は、インドの軍事情報機関と米国の研究者の一部からも示されている。第2に、印パ間のミサイル開発競争の幕が開いたことである。88年2月にインドが短距離弾道ミサイル・プリトビの初めての飛翔実験を行うと、89年3月、パキスタンは短距離弾道ミサイル・ハトフ(射程80km)、中距離弾道ミサイル・ハトフ(射程300km)を展示し、同年5月にはインドがアグニ(射程2,000km)の初めての実験を行った。インドがパキスタンを刺激する意図がなくとも、パキスタンの反応が誘発されたのである。

このような戦略的不安定性にいち早く対応したのが米国である。90年代前半、印パの核、ミサイル開発に警鐘を鳴らす米国の高官発言が数多く発せられたが、これらは印パ両国に圧力をかけて大量破壊兵器不拡散政策を推進するという側面だけではなく、情報の意図的なリークによって戦略的不安定性を促進するという側面があったことを見逃してはならない。軍拡競争に対する米国の政策は、両国の核開発の即時凍結と最終的な核廃棄、ミサイル開



(出所) Waheguru Pal Singh Sidhu, *Enhancing Indo-US Strategic Cooperation*, Adelphi Paper 313 (London IISS, September 1997); www.fas.org/nuke/guide/pakistan/missile/ などから作成

図3-3 インド、パキスタンのミサイル射程範囲(国境からの距離)

発の規制を目標としていた。92年にはロシアからインドへの液水液酸エンジン輸出を、91年と93年には中国からパキスタンへのM-11ミサイル(DF-11/CSS-7、射程300km)輸出をMTCR違反として、制裁の対象としている。しかしこれらの制裁は、軍拡競争のスピードを遅らせる効果しか持たなかった。中国が、94年10月にMTCR遵守の約束を再表明するなど、大量破壊兵器拡散防止に対する態度を責任あるものに変えていくと、パキスタンは北朝鮮からのミサイル取得に向かうことになる。98年4月に実験が行われた中距離弾道ミサイル・ガウリ(射程1,300~1,500km)は、北朝鮮のノドンを基礎にしていると見られている。

危機における安定の促進に向けては、これより静かな外交が行われ、一定の成功を収めている。90年に両国が軍事演習を発端とするエスカレーションから戦争の危機を経験すると、ブッシュ政権は核戦争の可能性を深刻に受け止めて、両国を仲介して危機の回避に努め、信頼醸成措置を促した。その成果が、領空侵犯防止協定（91年4月）、軍事演習・軍隊の移動に関する事前通告に関する協定（91年4月）、ホットラインの拡大（90年12月）、核施設相互不攻撃協定の批准書の交換（91年1月）などである。インドが先制不使用を提示するのも94年である。

こうした一連の安定化措置を経た後も、米国の研究者の間では、印パ間の事実上の相互抑止が安定的か否かが引き続き議論されてきた。核の安定性が欠けるとする論者は、印パ間のカシミールをめぐる戦争の可能性、短距離弾道ミサイルの配備、情報能力の欠如、指揮統制システムの欠如を指摘する。

核実験後に危機における安定が試されたのは、99年5月から2カ月継続したカルギル危機においてであった。最初にLOCのパキスタン側からイスラム武装勢力がインド側へ侵攻し、次いでパキスタン軍がインドの戦略拠点を占拠したために、両軍の大規模な武力衝突に発展した。最終的には空爆作戦を展開したインド軍の優位となり、パキスタンは米国の仲介を求めたが、事実上一方的な停戦を飲まざるを得ない結果となった。カルギル危機の終結には、米中央軍司令官によるパキスタン陸軍参謀長の説得も貢献しており、米国が印パ間のコミュニケーション・チャンネルを代替している構図が再確認された。

今後の核とカシミール紛争の関係を見るうえで重要な点は、パキスタン政府が、インドがLOCを越えないように自制したのは、核の抑止効果であるとの見解を示していることである。この見解を完全に否定することはできない。カルギル紛争を概括し、国防政策への指針をまとめたインドの『カルギル委員会報告書』によれば、インドの統合情報委員会はずでに91年、パキスタンが核の盾の下に低強度紛争を遂行しており、インドが通常戦争へのエスカレーションを行うことが困難になったとの

認識を有していたことがうかがえる。

将来カルギル型の危機が起こった場合でも、インドは通常戦力による抑止にとどまると思われる。カルギル委員会報告書が提出された以降、インドの戦略コミュニティでは、限定戦争が論じられるようになった。限定戦争とはフェルナンデス国防相によれば「戦闘地域を限定した」戦争であり、それは将来とも不可避であると考えられている。インドは通常戦力の強化を通して、パキスタンとの間で核の敷居を高くしようとしていると思われる。しかし、インドがカシミールに関する政治的意思を明確にしないままでは、限定戦争ドクトリンもパキスタンによる核使用の可能性を完全に排除することはできない。インドが宣言政策上、パキスタン側カシミールもインドの領土であるという立場をとっているため、インドがわずかでもLOCを越境して反撃すれば、パキスタン側がインドの意図を、カシミール全域を奪取しようとするものと誤解する可能性があるからである。

4 東アジアにおけるインドの戦略的役割

(1) インドの政策転換

98年に核実験を行い、現在も政権の座にあるインド人民党は、ネルー主義からリアリストへという国防・外交政策におけるパラダイム変換をもたらした。ネルー主義もインド人民党のリアリズムも、「偉大な」インドを標ぼうすることでは共通だが、前者が正義や道徳によって大国の地位を獲得できると考えるのに対して、後者はパワー・ポリティクスによってそれを獲得しようとする。

ここでは本章との関連で、2点だけその変化を指摘する。1つは、軍事力の行使に関するタブーの放棄である。インド人民党政権は、国防政策決定機構の強化を断行し、98年11月の国家安全保障会議の設置に続き、2001年2月には主要閣僚がまとめた『国家安全保障システムの改革』提

言報告書を発表している。そして軍部の意見を政策決定機構に反映させるために、統合参謀長のポストを新設した。統合参謀長は戦略軍を管轄することが想定されているので、将来的には核の指揮権を持つことになるだろう。

もう1つは非同盟路線から対米協調路線への転換である。同報告書は、冷戦後のグローバルな戦略構造において米国の圧倒的優越性が継続するとの予測のもとで、米国と協調することによって利益を享受すべきことを提言している。これは多極世界を模索する外交路線からの明確な決別である。

(2) 米印中の戦略的關係

南アジアにおける国際関係は、71年の第3次印パ戦争以降、印パ対立の上に中ソ対立、さらにその上に米ソ対立が重なる重層構造をなしてきた。79年のソ連のアフガン侵攻に見られるように、地域の勢力均衡にかかわる問題については、インド＝ソ連の連合と米国＝中国＝パキスタン

コラム▶▶

『国家安全保障システムの改革』報告書

2001年2月、ヴァジパイ首相の指名を受けた「閣僚グループ」は、『国家安全保障システムの改革』と題する報告書を発表した。指名を受けたのは、アドヴァーニ内相、フェルナンデス国防相、ジャスワント・シン外相、ヤシュワント・シンハ財相の4人であり、他にブラジェシュ・ミシュラ国家安全保障担当補佐官も作成に加わった。報告書は、情報、治安、国境管理、国防組織運営の4つの分野に焦点を当てている。これは、1999年のカルギル紛争の衝撃への対応である。99年5月、カシミールのカルギル・セクターにおける、パキスタンの武装勢力による浸透と戦略拠点の占拠は、インドにとって予測できない「奇襲」だったのである。

報告書の中で、情報を扱った章は、全文非公開となっている。治安の章では、軍の治安出動の問題点、警察、準軍事組織、内務省の役割が整理されている。国境管理の章では、隣接する各国ごとに具体的な国境管理の施策が述べられている。国防組織の運営については、国防省と軍の司令部との「統合」の重要性が述べられている。

の連合とが対峙してきた。これをインド側から見れば、米国は「パキスタン傾斜政策」をとって、インドの利益よりもパキスタンの利益に配慮してきたと見える。

しかし、冷戦終結後、もう少し厳密に言えばソ連のアフガニスタン撤退後、米国のパキスタン重視政策は修正され、その裏返しとして、市場、民主主義という観点から、とくに第2次クリントン政権はインドの潜在的能力に注目してきた。インドが91年から経済自由化を進め、投資先、輸出先としても有望となってきたことがその背景にある。

インドの核実験は、一時的に米印関係の障害となったものの、インドに関与することが米国の国益になるという判断はむしろ強化された。2001年に発足したブッシュ政権は、インドとの関与の深化を打ち出した。ブッシュ政権の対南アジア政策の新しい点は、中国の台頭に対するヘッジとして、戦略的にもインドの価値を評価している点にある。米政府は、インドを中国に対するカウンター・バランスとして扱わないと繰り返し言明しているが、インドとの関係を深める提言を行ってきたグループが

コラム▶▶

第3次印パ戦争と米空母のベンガル湾派遣

東パキスタンの自治要求から始まった第3次印パ戦争は、米国、中国、ソ連の駆け引きの結果、1971年12月4日のパキスタンの宣戦布告からわずか2週間以内で同国の無条件降伏によって終結した。米国は、東パキスタン（後のバングラデシュ人民共和国）の分離独立は容認していたが、中国がパキスタンを支持して参戦すれば、インドと友好協力条約を締結したばかりのソ連が参戦せざるを得なくなるのではないかと恐れ、パキスタンに早期降伏を説得した。また、12月10日米大統領は、空母エンタープライズをベンガル湾に派遣する命令を下した。キッシンジャーの回顧録によれば、空母エンタープライズと原子力潜水艦を含む9隻の艦艇の派遣は、インドが西パキスタンに侵攻することを抑止するのが目的であった。

この空母派遣のエピソードは、インドの戦略家にとって「米国の砲艦外交」として深く記憶に刻まれることになった。米中ソという3つの核保有国に行動を縛られたことは、核保有への動機を高めた。またインド海軍の役割を、沿岸警備からインド洋へと拡大する契機となった。

政権のブレーンとして入っているからである。インド側も、中国封じ込めにはコミットしないように慎重な言動をとっているが、自らの戦略的役割と米国の対中国戦略との間に相関関係があることは、よく意識している。

米中関係と米印関係の天秤が、微妙だが明らかに変化を示していることは、ミサイル防衛(MD)をめぐる動向にあらわれている。安全保障政策の見直しを示唆した2001年5月1日のブッシュ演説に、インド外務省は素早く歓迎の声明を発表した。米国は、アーミテージ国務副長官を同盟国の日本、韓国と並んでインドに派遣した。インドの声明は、「新しい戦略枠組み」を支持したものであり、MDはその構成要素の1つとして、不拡散、対抗拡散、米国戦略核の削減と並んで表現しているに過ぎないが、MDに関する事前の協議があったと見られることから、注意深く支持を表明したものと解釈できる。インドがMDを支持する動機として、米国の制裁解除への期待、中国に対する将来の「保険」などが考えられるが、インドが米国の戦略的「協議」の相手国として認められること自体を、最大のメリットと判断したと思われる。核保有国としての地位の承認と国連安全保障理事会の常任理事国入りという、大国の資格を、グローバルな安全保障分野における米国との共同を通して獲得しようとしているのである。9月11日以降の米国の対テロ軍事行動に対して、いち早く支持を表明したのもこの文脈においてである。

インドと中国との競争は、軍事的衝突という形よりも、米国とのパートナーシップの地位をめぐる競争という形をとるであろう。米国と共同する上で、インドは平和維持活動(PKO)の経験、対テロ作戦の経験、インド洋上の戦略拠点アンダマン・ニコバルなどの軍事的資源を有している。また、ベトナム、インドネシアなど一部の東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国との伝統的友好関係を足がかりに、2001年11月に念願のASEAN インド首脳会談を認められたことは、外交的資源ともなる。

今後、インドが、一方では米、印、中という大国間関係の一角として、他方ではASEAN諸国を含むアジア太平洋における多国間対話の一員と

して、東アジアの安全保障秩序形成に大きな役割を果たすことは間違いない。